

三監告示第 7 号

随時監査結果に関する報告の公表について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき、随時監査を実施したので、本書のとおり同条第 9 項の規定により公表します。

令和元年 10 月 30 日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 森 山 昭

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「随時監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上 |
| 3 監査の方法 | 同 上 |
| 4 監査対象の概要 | 同 上 |
| 5 監査の結果 | 同 上 |

随時監査結果に関する報告書

1 監査の対象

平成 29・30 年度及び令和元年度における福祉保健部健康づくり課所管の三条市体育文化会館建設工事の設計及び施工に関する執行状況

2 監査の期間

令和元年 6 月 3 日から同年 10 月 30 日まで

3 監査の方法

監査に当たっては、特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラムに工事技術調査業務を委託し、技術士の派遣を得て工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び監理等が適切かつ効率的に執行されているかを主眼として、書類審査及び現場での現地調査を行うとともに関係職員及び事業関係者からの説明を聴取して実施した。

4 監査対象の概要

(1) 事業概要

目 的 スポーツ・文化活動の活発化と市民の交流を育む拠点となる施設を建設する。

建設場所 三条市荒町二丁目地内

敷地面積 16,431 m²

建物概要 延床面積 10,372 m²

階 数 地上 3 階建

構 造 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造

(2) 工事概要

ア アリーナ棟建設建築本体工事

工 事 名 スポーツ・文化・交流複合施設アリーナ棟建設建築本体工事

構造規模 鉄骨造 3 階建

敷地面積 9,813.92 m²

建築面積 5,452.72 m²

延床面積 10,371.52 m² (内、アリーナ棟 : 8,283.29 m²)

請 負 者 福田・小柳・外山特定共同企業体

工事期間 平成 30 年 3 月 23 日～平成 31 年 10 月 31 日

契 約 額 1,758,673,080 円

イ アリーナ棟建設電力設備工事

工 事 名 スポーツ・文化・交流複合施設アリーナ棟建設電力設備工事
請 負 者 大方・大原特定共同企業体
工事期間 平成30年3月23日～平成31年10月31日
契 約 額 201,602,520円

ウ アリーナ棟建設空調設備工事

工 事 名 スポーツ・文化・交流複合施設アリーナ棟建設空調設備工事
請 負 者 ケンオウ・新潟断熱特定共同企業体
工事期間 平成30年3月23日～平成31年10月31日
契 約 額 418,465,440円

エ アリーナ棟建設衛生設備工事

工 事 名 スポーツ・文化・交流複合施設アリーナ棟建設衛生設備工事
請 負 者 サンライフ・山本特定共同企業体
工事期間 平成30年3月23日～平成31年10月31日
契 約 額 162,884,520円

オ ホール棟建設建築本体工事

工 事 名 スポーツ・文化・交流複合施設ホール棟建設建築本体工事
構造規模 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造3階建
敷地面積 9,813.92㎡
建築面積 5,452.72㎡
延床面積 10,371.52㎡（内、ホール棟：2,088.23㎡）
請 負 者 加賀田・桑原・樟特定共同企業体
工事期間 平成30年3月23日～平成31年10月31日
契 約 額 1,135,491,480円

カ ホール棟建設電力設備工事

工 事 名 スポーツ・文化・交流複合施設ホール棟建設電力設備工事
請 負 者 本間・斎藤特定共同企業体
工事期間 平成30年3月23日～平成31年10月31日
契 約 額 216,490,320円

キ ホール棟建設空調設備工事

工 事 名 スポーツ・文化・交流複合施設ホール棟建設空調設備工事
請 負 者 ナガオケ・サカエシステム特定共同企業体
工事期間 平成30年3月23日～平成31年10月31日

契約額 341,885,880 円

ク ホール棟建設衛生設備工事

工事名 スポーツ・文化・交流複合施設ホール棟建設衛生設備工事
請負者 三条文化建設株式会社
工事期間 平成30年3月23日～平成31年10月31日
契約額 46,440,000 円

ケ 施設建設通信設備工事

工事名 スポーツ・文化・交流複合施設建設通信設備工事
請負者 株式会社大島電機
工事期間 平成30年3月23日～平成31年10月31日
契約額 105,840,000 円

コ 基本設計・実施設計業務委託

委託業務名 スポーツ・文化・交流複合施設建設基本設計及び実施設計
請負者 株式会社環境デザイン研究所
委託期間 平成28年10月12日～平成29年12月15日
契約額 253,800,000 円

サ 工事監理業務委託

委託業務名 スポーツ・文化・交流複合施設建設工事監理業務委託
請負者 株式会社環境デザイン研究所
委託期間 平成30年3月23日～平成31年11月14日
契約額 54,756,000 円

5 監査結果

(1) 計画

三条市スポーツ・文化・交流複合施設は、耐震性能に問題が確認された旧三条市体育文化センター及び老朽化した旧三条市総合体育館を統合した複合施設として計画された。

旧三条市体育文化センターは、昭和52年に閉鎖された民間のボウリング場を市が購入し、改修を行った後、昭和54年3月に「体育文化センター」として供用を開始し、主にスポーツ・文化団体及び各種サークルの活動を中心に利用されていた施設である。しかし、平成27年度に耐震診断を実施した結果、震度6強以上の大規模地震時に地震の震動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が高いことが判明し利用を中止した。

一方、旧三条市総合体育館は、市のスポーツ・文化の拠点として大勢の市民が

ら利用されてきた施設であるが、昭和 54 年供用開始から 37 年が経過し、老朽化が進行していた。

このような状況の中、改築検討委員会を組織し今後の新施設の在り方について検討した結果、両施設の機能を高め相乗効果が得られるよう、両施設を解体しスポーツ・文化及び交流機能を備えたスポーツ・文化・交流複合施設を建設することが決定した。

当該施設の計画は、「三条市総合計画」の第 1 章「地域における暮らしの場の維持」-第 2 節「多様なコミュニティの形成」の基本方針に「コミュニティの形成につながる「場」や「取組」に関する情報発信やマッチング、コーディネートなどの複合的機能を果たす基盤（プラットフォーム）を構築し、スムーズな市民参加と事業の展開を図ります」の記述及び第 2 章「社会インフラに関する価値観の転換」-第 1 節「既存ストックの賢い利用」の基本方針と施策に「求められる機能やニーズの変化に適切に対応していくためには、今ある施設を現状のまま維持していくことは極めて困難なことから、今後は施設の機能や規模の見直しなどにより、効率的な施設の活用を図ります」「一つの施設に複数の機能を併せた施設の複合化を進めます」「需要に応じた適切な規模となるよう施設の統合等を進め、施設の効率化を図ります」の記述に適合する。また、第 4 章「住みたい、住み続けたいまちづくり」-第 5 節「災害に強い安全、安心な生活環境の整備」の現状と課題の「多くの市民が利用する公共施設は、普段からの安全性を確保しなければならないことはもちろんのこと、大規模な地震が発生した場合には避難所などの防災拠点としても機能しなければならないことからその耐震化が急務となっています」との記述にも適合する。

以上のことから、本事業は三条市の上位計画に基づき実施されており、計画策定の経緯、計画の内容等は適正と認められる。

(2) 設計

設計者の選定については、選定委員会を組織し、技術提案によるプロポーザル方式により設計者を決定することにした。あらかじめ定めた評価項目により、当該建物の目的、機能、構造等について最も高いものと評価した計画案を提案した者を設計者として決定した。

実施設計についての指摘事項は以下のとおりである。

ア 建築本体工事：アリーナ棟及びホール棟

(1 階平面図)

外構平面図にフロアレベルの記載がない。意匠意図を的確に伝えるためにもフロアレベルの記載が望まれる。

(ピット図)

ピットスラブレベル（勾配の有無）、人通口高さ、通水管、通気管等の記載がない。意匠意図を的確に伝えるために記載することが望まれる。

(R階平面図)※屋上階

ホール棟R階平面図 面積が比較的狭いため雨水排水ドレンを1か所とした陸屋根がある。目視が容易であるため、施設の管理運営の中で目視点検を行い、必要に応じて清掃するよう申し送る予定であるとの説明を受けた。

(詳細図)

雑詳細図の室外機置場目隠し壁基礎の納まりと A-217、219 矩計図の室外機置場目隠し壁基礎の図示納まりに違いがあった。確認したところ構造図 S-57 が正しい納まりであるとの説明を受けた。

イ 電力設備工事：アリーナ棟、ホール棟

(アリーナ棟天井電灯設備)

3階平面図 アリーナ天井の電灯設備、非常照明、誘導灯設備はLED照明器具を採用している。定格寿命は8万時間であるためメンテナンスフリーに近いとの説明を受けた。

(3) 積算

積算についての指摘事項は以下のとおりである。

ア 建築本体工事：アリーナ棟

(杭工事)

直接工事費内訳明細書 3. 事業工事 (既製コンクリート杭)P2A 既設コンクリート杭 SCφ800(SKK490 t=8) 1.7m 20本の単価は、3者から個別見積を取得し、最安値の見積金額に内規に基づく一定の掛け率を乗じた金額を採用した。個別見積比較表を閲覧した。なお、長さ1.7mは7mの誤記である。

(鉄骨工事)

直接工事費内訳明細書 7. 鉄骨工事-(1)主体鉄骨 H型鋼 SN490B H-200×200×8×12 26.8tの単価は、刊行物単価の平均値とした。刊行物単価比較表を閲覧したところ比較表の単価に誤記があった。

(4) 契約

基本設計及び実施設計業務委託は、選定委員会を組織し、技術提案プロポーザル方式により参加者に提案を求め、あらかじめ定めた評価項目を基準に最も優れた提案者と随意契約を締結した。

工事監理業務委託契約は、三条市財務規則第150条第3項第2号に基づき、本業務の内容に精通し、円滑に実施することができる業者として株式会社環境デザイン研究所と随意契約を締結した。

アリーナ棟建設建築本体工事、同電力設備工事、同空調設備工事、同衛生設備工事、ホール棟建設建築本体工事、同電力設備工事、同空調設備工事、同衛生設備工事及び通信設備工事は、いずれも制限付き一般競争入札により決定している。

落札率は、基本設計・実施設計業務委託 99.61%、工事監理業務委託 99.84%、アリーナ棟建設建築本体工事 94.61%、同電力設備工事 97.05%、同空調設備工事 97.95%、同衛生設備工事 97.51%、ホール棟建設建築本体工事 97.49%、同電力設備工事 96.46%、同空調設備工事 99.43%、同衛生設備工事 96.97%及び通信設備工事 86.98%であった。

契約は、法の定めるところにより、適正に行われており、アリーナ棟建設建築本体工事、同電力設備工事、同空調設備工事、同衛生設備工事、ホール棟建設建築本体工事、同電力設備工事及び同空調設備工事については、いずれも市議会の同意議決を経ている。

工事保証証書及び工期内に工事を完成することができない場合の規定を確認した。業者の選定方法・手順は適正である。契約保証と遅延の際の規定も適正であった。

(5) 工事監理

総合定例会及び各工事の分科会を2週に1回開催して進捗状況を確認し、連絡事項、懸案事項等の協議を行っている。また、定例会以外にも必要に応じて各種検査及び材料搬入確認等を行った。なお、監理報告書を毎月提出し、所管課の承認を得ている。

工事監理記録について、監理業務計画書が現場事務所に備え付けられていなかった。

(6) 施工・検査等

各工事の7月末現在の進捗率は、以下のとおりである。

アリーナ棟	建築本体工事：7月末予定進捗率 84.4%に対して実績 85.2%
	電力設備工事：7月末予定進捗率 65.0%に対して実績 61.5%
	空調設備工事：7月末予定進捗率 70.0%に対して実績 70.0%
	衛生設備工事：7月末予定進捗率 79.6%に対して実績 69.3%
ホール棟	建築本体工事：7月末予定進捗率 71.8%に対して実績 71.8%
	電力設備工事：7月末予定進捗率 24.6%に対して実績 60.8%
	空調設備工事：7月末予定進捗率 78.7%に対して実績 73.2%
	衛生設備工事：7月末予定進捗率 60.5%に対して実績 60.5%
通信設備工事	：7月末予定進捗率 67.0%に対して実績 67.0%

ホール棟電力設備工事の7月末予定進捗率 24.6%に対して実績 60.8%と大きく進んでいる理由は、8月現場搬入予定の設備機器を7月中に搬入したためその分の金額が大きく影響したとの説明を受けた。また、アリーナ棟衛生設備工事の約10%の遅れは建築工事との関係で遅れたものであり工期内に挽回可能であるとの説明を受けた。その他の工事については大きな遅れ等は発生していない。

施工体制については、アリーナ棟建築本体工事、同電力設備工事、同空調設備

工事、同衛生設備工事及びホール棟建築本体工事、同電力設備工事、同空調設備工事、同衛生設備工事並びに通信設備工事の施工体系図、施工体制台帳を確認したところ、アリーナ棟電気設備工事の下請業者の記載がなかった。

アリーナ棟建築本体工事の工事総合施工計画書、地盤改良工事施工計画書、鉄骨工事製作要領書、同空調設備工事の配管工事施工計画書、ダクト工事施工計画書、同衛生設備工事の搬入据付施工計画書、ガス工事施工計画書及びホール棟建築本体工事のコンクリート施工計画書、同電力設備工事のケーブルラック工事施工計画書、防火区画貫通処理施工計画書、同空調設備工事のスリーブ・インサート工事施工計画書、遮音区画貫通防音要領計画書、同衛生設備工事の配管工事施工計画書、保温・塗装工事施工計画書を確認したところ、ホール棟建築本体工事のコンクリート施工計画書に所管課の承認印の押し忘れがあった。

法令諸手続きにおいて、アリーナ棟及びホール棟の建築基準法に基づく確認済証を確認したところ、それぞれの工事について現場代理人届を兼ねる着手届は確認できたが、アリーナ棟衛生設備工事及び通信設備工事については、現場で控えが保管されていなかった。

また、それぞれの工事について労働基準監督局及び労働基準監督署への届出書類を確認したところ、アリーナ棟空調設備工事、同衛生設備工事、ホール棟空調設備工事、同衛生設備工事及び通信設備工事については関連書類が現地に保管されていなかった。

現場巡視時に法定掲示物を確認したところ、工事期間中の掲示が義務づけられているアリーナ棟建築本体工事の法定掲示物が撤去されていた。

工事写真について、工事立会写真を確認したところ、アリーナ棟空調設備工事の立会写真のコメントが未記載であった。

(7) 安全対策

安全対策等について、緊急連絡表、安全衛生日誌、新規入場者教育・アンケート、危険予知活動、安全標語活動の実施状況について聴取した。

アリーナ棟建築本体工事において、金属工事作業員がディスクサンダーにより指を裂傷する労災事故が発生した。また、ホール棟建築本体工事において、作業員の目にゴミが入る不慮災害が発生し、いずれも対処及び届出を行っているとの説明を受けた。

(8) 環境配慮

それぞれの工事について重機の仕様について聴取を行った。いずれの工事も排ガス対策、低騒音低振動型の重機を採用しているとの説明を受けた。

(9) 建設副産物

それぞれの工事について建設副産物の処理について聴取を行った。いずれの工

事も建設廃棄物処理委託契約書もしくは産業廃棄物処理委託契約書を締結しており、紙もしくは電子マニフェストを運用していることを確認した。

(10) 工事説明会

平成30年5月25日に荒町集会所において近隣住民向けの工事説明会を実施した。出席者は12名であった。住民から特段の要望はなかったとの説明があった。

(11) 現場実査

アリーナ棟風除室、管理室、ギャラリー、マルチスペース、観覧席、ホール棟ホール、ホワイエ、展示スペース等を実査し、各所で説明を受けた。また、各工事の現場事務所、作業員休憩所、掲示物、手洗場、トイレ、倉庫、建設副産物等の分別状況等を実査した。

場内は整理整頓されており、消火器の配置等も適正である。また、作業員休憩所には、休憩用の畳が敷かれておりエアコンや冷蔵庫も設置されておりおおむね良好な環境が整っている。

6 むすび

監査の結果、三条市体育文化会館建設工事の計画、設計、積算及び契約に関する書類、工事監理体制及び施工体制に関する書類は、おおむね適正に整備されており、現場における施工状況についても、おおむね適正に工事が実施されていると認められた。

本事業は、上位計画に基づき計画されている。実施設計も上位計画に基づいており適正である。

指摘事項の主なものは、以下のとおりである。

実施設計において、床高さ等意匠意図を的確に伝えるために記載することが適切な項目で何点か未記載項目があった。また、一部の図面に不整合があった。施設を維持管理していく上で点検や保守を施した方が適切な項目がある。引き渡しの時に遺漏なく申し送りされたい。

積算は、集計表及び個別見積比較表の一部に誤記が見られた。

契約事務は適正である。

工事監理は、監理業務計画書が現場事務所に保管されていなかったことを除けばおおむね適正であった。

施工・検査等について、書類に記載、押印漏れのあるものがあつた。また、現場事務所に保管しておくことが適切な書類で保管されていないもの、法定掲示物で掲示されていないものがあつた。

公共施設は、市民生活を支える大切な社会資本である。今後も合理性、公益性、安全性、経済性等に配慮して事業を遂行されるよう要望する。